

夏休み中の少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化

夏休みは、子どもに自由な時間が増えるため、SNSを通じて知らない人と出会ったり有害な情報に触れる危険性が高まります。

特に子ども達が

- ① 「闇バイト」に応募して犯罪に加担する
- ② SNS等の利用をきっかけに性的な被害に遭う
- ③ 大麻などの薬物を乱用する

ことが懸念されます。



①「闇バイト」は犯罪実行者の募集です！絶対に応募してはダメ！

SNSを通じた相手や知人等から、「高収入」「簡単作業」などの甘い言葉で「闇バイト」に誘導されることがあります。連絡先を教えていると、断ろうとしても、個人情報をもとに脅されて、特殊詐欺の受け子や強盗などの犯罪に加担させられ、結果的に厳しい処罰を受けることがあります。

知らない相手からの勧誘には応じず、怪しい募集には、

①まずは疑う！②誘われても絶対に断る！③家族、学校、警察に相談する！

ようにしましょう。

② SNS等の利用に潜む危険

○ SNSに投稿した個人情報の特定

学校名、制服、位置情報付きの写真等から個人を特定されてしまい、脅迫等に利用されることがあります。

○ 性被害・グルーミング

DMやゲーム内のチャットを通じて信頼関係を築き、画像送信や対面接触に誘導する手口が多くあり、その中で特定された個人情報を利用され、児童ポルノ等の被害に遭うことがあります。

○ いじめ・誹謗中傷

SNSは匿名性と拡散性が高く、学校内での誹謗中傷等がオンラインで長時間広範囲に続くことがあり、悪質な書き込みは刑罰（名誉毀損・侮辱罪等）の対象となることがあります。

携帯電話対策

警察庁推奨アプリ

【主な機能（全アプリ共通）】

- 国際電話番号の発着信一括ブロック
- サギ電話（特殊詐欺等の犯行に利用された電話番号）ブロック
- 警察庁から特殊詐欺に関する防犯情報のお知らせ
- 民間事業者の最新技術等を活用

※ダウンロード・利用料ともに無料です



ダウンロードはこちら



警察庁・SOS47
特殊詐欺対策ページ

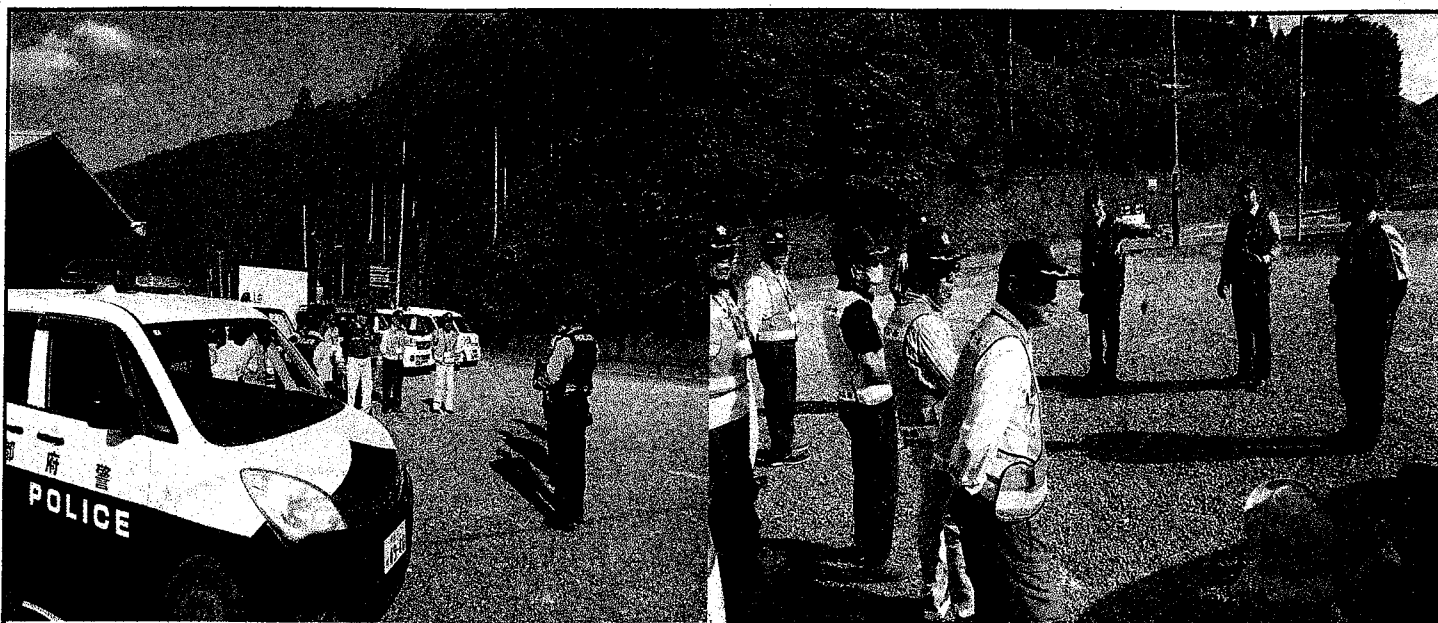


南丹警察署

☎ 0771-62-0110

鶴ヶ岡駐在所

☎ 0771-76-0004



今回の写真は、6月初旬の防犯推進委員の方々との合同パトロールの時のものです。

当日は、美山地区の防犯推進委員の方々と美山町内の駐在所員が一堂に会し「おおまる広場」に集合して、青パトとともに各駐在所管内を巡回して犯罪抑止に努めました。

これからも防犯推進委員の方々と一緒に警戒にあたり、美山町の治安を守っていきます。

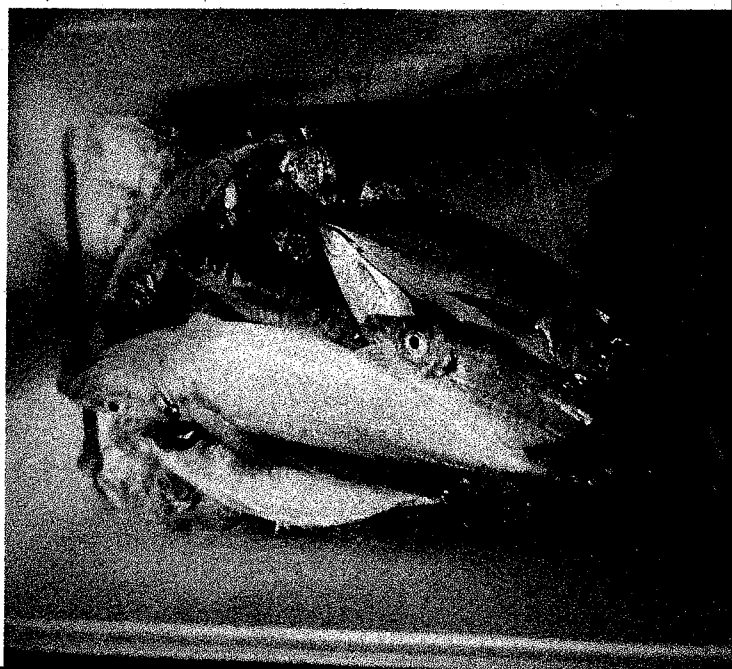
今後ともご協力のほどよろしくお願いします。

「今月の釣りのコーナー 24」

今月のは釣りは、6月下旬に元同僚と乗船したアジと剣先イカを狙う乗合船の釣りでした。

釣果の方は、イカ・アジとも不調で、裏側に乗っていた親子連れの小学生がアジを20匹ほど釣っていたのに比べ、私はアジ7匹とイカ1匹と散々な釣果でした。

人生と同じで良い時もあれば悪い時もあるということで、結局悔しすぎて、またすぐに釣りに行くことになりそうです。



自転車の違反に青切符が導入されました！

～自転車を安全に利用するために～

自転車の交通事故で多い類型・原因・時間帯

(類型)

- ① 出会い頭
- ② 右折・左折時

(時間帯)

- ① 8～10時
- ② 16～18時
- ③ 18～20時

(原因)

- ① 交差点安全進行義務違反
- ② 安全不確認
- ③ 動静不注視

詳しい自転車
の交通ルール
はこちら→



違反手続の流れ

軽微な違反
(交通反則通告
制度対象)

悪質な違反
(交通反則通告
制度対象外)

青切符を
交付

赤切符
を交付

8日以内に
反則金を
納付

する

しない

交通反則通告
センターに出頭し、
反則金納付の通告
を受ける

11日以内に
反則金を納付

する

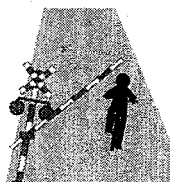
しない

手続終了

刑事手続へ
有罪なら前科
(拘禁刑・罰金等)

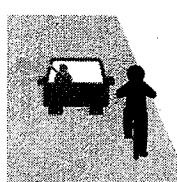
重大な事故につながるおそれの高い違反

遮断踏切立入り 制動装置不良 ながらスマホなど



その他の事故につながる違反

一時不停止 信号無視 右側通行など



一定の危険な行為(16項目)を3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転者講習の受講が命ぜられます(受講しない場合は、5万円以下の罰金)。

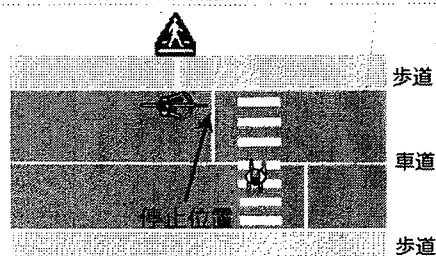
詳しくはこちらの京都府警察HPから→



横断歩行者等妨害等について

横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければなりません。

(反則金6,000円)



南丹警察署

問合せ先 交通課

歩道通行のルール

(歩道通行できるとき)

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとき
- ② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方、又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき
(例えば道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときなど)



Q 子どもを乗せた自転車なら歩道通行できるの？

A できません。上の①～③に当てはまらない場合は、子どもを乗せた自転車であっても、原則、車道を通行して下さい。



上の①～③の場合で、普通自転車で歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の妨げとなるようなときは、一時停止しなければなりません。

イヤホンについて

Q 自転車乗用中のイヤホンの使用はだめ？骨伝導イヤホンや片耳イヤホンならいいの？

A いけません。装着時に耳を完全に塞がないものであっても、京都府の条例で禁止されています。
(京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例)



【法律】 警察庁のルールブックには、イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転は禁止と書かれています。(反則金5,000円)

【条例】 京都府の条例ではイヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転しないことと規定されているから、骨伝導イヤホンや片耳イヤホンの運転でもしてはいけません。

傘さし運転について

Q 自転車乗用中に傘をさすのはだめ？傘スタンドならいいの？

A いけません。傘スタンドであっても、積載物の違反や、積載方法の違反に抵触する場合があります。雨の日はレインコートを着用しましょう。



【法律】 道路交通法で傘を差して自転車を運転しないことと規定されています。(反則金5,000円)

また、傘スタンドは積載装置として捉えるのが妥当であり、傘を広げた場合、積載装置の前後から0.3mを超えてはみださないこと、左右から各0.15mを超えてはみ出さないこと、高さ2mを超えないことという積載物の違反に抵触する場合があります。直径0.3m以下の傘であったとしても、運転者の視野が妨げられたり、風等により自転車の安定性が損なわれると乗車又は積載方法の違反となる場合があります。

【条例】 京都府の条例では歩行者が通行している歩道等においては、傘を使用しながら運転をしないことと規定されています。